

電気工事士免状の再交付申請手続について

令和6年4月1日より、免状交付事務を山口県電気工事工業組合に委託しましたので提出先にご注意ください。

第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状（以下「電気工事士免状」という。）を汚したり、損じたり、又は、失ったりした場合には、電気工事士免状の再交付を受けることが必要となります。

1 必要な書類

(1) 様式第42号 電気工事士免状再交付申請書

（山口県収入証紙2, 700円分貼付。収入証紙は、県庁2F売店、県税事務所、市役所・町役場等で購入できます。日本政府発行の収入印紙（郵便局等で販売しているもの）とは異なりますので、ご注意ください。）

(2) 写真1枚

申請書提出前6月以内に撮影した縦4cm、横3cmの大きさと上半身無帽のもの。
裏面に氏名を記入のこと。

(3) 電気工事士免状

免状の汚損、破損等で再交付申請する場合。

2 受付期間

随時

3 提出先・問い合わせ先（書類は、持参または郵送により提出してください）

〒753-0074
山口県山口市中央2丁目4-5 山口中企ビル3階
山口県電気工事工業組合
TEL：083-921-0885

4 その他

免状を失って、その再交付を受けた者は、失った免状を発見したときは、遅滞なく免状の交付を受けた都道府県知事に返納してください。